

## 4 産業廃棄物とは？

事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出されるごみのうち、廃棄物処理法及び法施行令で定められた **21 種類**の区分に該当するものを産業廃棄物といいます。

（表 1）産業廃棄物の分類

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動から発生するもの※1	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず（天然繊維） ⑯動植物性残渣 ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの。	
㉑輸入された廃棄物	

### 産業廃棄物

（図 1）産業廃棄物の種類（具体例）

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら  石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等	②汚泥  グリーストラップ、ピルビット汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの	③廃油  鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等	④廃酸  廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等	⑤廃アルカリ  すべてのアルカリ性の廃液	⑥廃プラスチック類  合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物
	⑦ゴムくず  ゴム手袋、ゴムホース、靴、天然ゴムくず等	⑧金属くず  傘の骨組み、鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等	⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず 	⑩鉱さい  高炉、転炉、電気炉の残渣等	⑪がれき類  工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等	⑫ばいじん  工場の排ガスを処理して発生したばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず  建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの	⑭木くず  建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等	⑮繊維くず（天然繊維）  建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	⑯動植物性残渣  食料品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物		
	⑰動物系固形不要物  解体処理又はと殺された牛、豚、鳥等の処理不要物	⑱動物のふん尿  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿	⑲動物の死体  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体	それ以外のもの		
	⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの 			㉑輸入された廃棄物  航行廃棄物、携帯廃棄物を除く		

※ 1 それぞれ該当する業種（例）は以下のとおり。

- ⑬紙くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、出版業、新聞業、製本業等
- ⑭木くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、木材・木製品製造業等
- ⑮繊維くず（天然繊維）：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、繊維工業等
- ⑯動植物性残渣：食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業等
- ⑰動物系固形不要物：と畜場、食鳥処理場等
- ⑱動物のふん尿：畜産農業等
- ⑲動物の死体：畜産農業等